

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	精神保健福祉法に基づく診察、入院措置、費用徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
栃木県は、精神保健福祉法に基づく診察、入院措置、費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	精神保健業務管理システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定等の措置を講じている。 精神保健業務管理システムの保守管理業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名
栃木県知事
公表日
令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉法に基づく診察、入院措置、費用徴収に関する事務
②事務の概要	・精神保健福祉法(以下、「法」)等の規定に基づく診察、入院措置、費用の徴収に関する業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①診察に関する事務 ②入院措置の決定、その入院措置に係る移送又は入院措置の解除に関する事務 ③費用の徴収に関する事務 ④退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉法関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表22 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条の1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表38の項、39の項、40の項 ・情報提供の根拠 第2条の表80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3093)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3093)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号及び本人情報のシステム入力やデータ保管において手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第14条第1号から第5号まで	○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第14条第1号	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	国井 隆弘	吉澤 敏弘	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 22の項、23の項、24の項 ・情報提供の根拠 56の2の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第16条、第17条 ※番号法別表第二22の項に係る主務省令は未制定。 ・情報 第30条第5号	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 22の項、23の項、24の項 ・情報提供の根拠 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第15条、第16条、第17条 ・情報	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 計数把握時点	2015/1/1	2017/3/31	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 吉澤 敏弘	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 22の項、23の項、24の項 ・情報提供の根拠 略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 22の項、23の項、24の項 ・情報提供の根拠 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II しいき値判断項目 「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第14条第1号	○番号法第9条第1項 別表22 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条の1	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 22の項、23の項、24の項 ・情報提供の根拠 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第15条、第16条、第17条 ・情報	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表38の項、39の項、40の項 ・情報提供の根拠 第2条の表80の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	II しいき値判断項目 「1. 対象人数」及び「2. 取扱者数」 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	II しいき値判断項目 「1. 対象人数」 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	II しいき値判断項目 「2. 取扱者数」 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 個人番号及び本人情報のシステム入力やデータ保管において手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	事後	評価書の見直しに係る修正